

規制改革推進会議説明資料

国土交通省 自動車局
平成29年3月23日

論点① 一般旅客自動車運送事業の許可（第4条）と、自家用自動車による有償運送の禁止（第78条）とは、どのような関係にあるか。

（1）一般旅客自動車運送事業の経営は許可制であるから、自家用自動車を用いた旅客自動車運送事業は無許可であるとして取り締まれば足りるところ、重ねて道路運送法第78条（自家用自動車による有償運送）により禁止している政策目的は何か。

（2）道路運送法第78条では「有償で運送の用に供してはならない」と規定されており、旅客運送事業の定義にある「他人の需要に応じ」の規定がないのはなぜか。

論点② 一般旅客自動車運送事業の許可とは別に、敢えて自家用自動車による有償運送を禁止する政策目的は何か。

- 道路運送法第4条は事業（常時反復継続し又はその意図をもってすること）として行う有償運送を許可制とし、同法第78条は事業として行うに至っていない有償運送について、原則として禁止している。
- 道路運送法第78条は、旅客自動車運送事業と同様に「他人の需要に応じる」場合と、それ以外の様々な運送の用に供する場合（例えば、旅館の宿泊者の送迎、病院の受診者の送迎など）の双方について、自家用車による有償運送を禁止している。

- 論点②** (1) 国土交通省の「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成18年事務連絡)の中で、自家用有償旅客運送に該当しない範囲が様々な観点から説明されているが、これは「自家用車を有償で運送に用いる」ことを幅広く刑事罰の対象とする現行の仕組みが、社会的な実態に照らし制度疲労を来していることの証左ではないか。
- 論点②** (2) 自家用車が広く普及し、インターネットサービスの発展と相まって様々な活用の仕方が出現している中、改めて自家用車による有償運送を禁じる政策目的と、その目的に照らした法規制の在り方の合理性を説明されたい。
- 論点③** 自家用自動車による運送の多様性を踏まえ、本来想定している「白タク行為」を禁止するための条項を改めて整理し、その他の自家用自動車による運送の態様については原則自由であることを明確化すべきではないか。
例えば、元々自家用自動車により移動する予定がある際、同乗者を募って互いの合意の範囲で応分の支出を求めることは所謂白タク行為にはほど遠い。このような事案を含め、有償であるとの1点のみを要件として、幅広く刑事罰により取り締まらなければならない社会的必要性があるとは思われない。

- 自家用車については、自動車運送事業について行われているような、輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的には行われていないことから、有償運送は原則禁止されている。
- 一方、災害等の場合は例外であり、また、地域における輸送手段の確保等の観点から、安全や利用者の保護を図るための適切な対応がなされている場合には、自家用車を使用した有償運送が登録制の下に認められている。
※ 平成18年の事務連絡は、自家用有償旅客運送制度が創設されたことに伴い、登録対象となる自家用有償運送の「有償性」等について改めて整理したもの。
- 輸送の安全や利用者の保護の必要性については、インターネットサービスの発展により左右されるものではなく、自家用車を使用した有償運送の禁止に関する原則と例外を変更することは適切でない。
- 元々自家用車により移動する予定がある場合に、ガソリン代、道路通行料、駐車場料金の範囲内で分担を求めた上で同乗者を募ることは、任意の謝礼の受取りも含め現行法上規制の対象外である。

（定義）

第二条（略）

- 2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。
- 3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、次条に掲げるものをいう。
- 6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車をいう。
- 8（略）自動車運送事業者（自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）
（略）事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して一般旅客自動車運送事業を經營した者

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十五条（第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、第七十八条又は第八十三条の規定に違反した者

道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について(抜粋)

平成18年9月29日付け
国土交通省自動車局旅客課長から
各地方運輸局自動車部長等あて事務連絡

1 道路運送法上の登録又は許可を要しない運送の態様についての考え方

略

個々具体的な行為が、有償の運送として、登録や許可を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

(3) 当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用(同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。)であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録等は要しないと解される(ただし、このようなケースに該当するのは、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものであることが必要であり、通常は、ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金のみがこれに該当するものと考えられる。

2 運輸局及び運輸支局等による相談の受け入れ体制について

地域のボランティア活動を行っている団体等から有償の運送の相談を受けた場合には、積極的に応じるとともに、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が過度に萎縮することがないよう十分に配慮して適切に対応されたい。

概要

- 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、例外的に市町村やNPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度。
- 平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手挙げ方式）を開始。

種別

市町村が実施する場合



市町村運営有償運送（交通空白） 433団体

NPO等が実施する場合



公共交通空白地有償運送 99団体



（参考）上記のほか、市町村運営有償運送（福祉）（117団体）及び福祉有償運送（2458団体）がある。

登録等

- 【登録要件】
- ①運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保していること。
 - ②バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることにつき、地域の関係者（地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合）が合意していること。
- 【有効期間】 2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）
- 【指導・監督】 上記①について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

		収受対象
有償	許可 【バス・タクシー事業】	○適正原価・適正利潤の範囲内 道路運送法第9条、第9条の3
	登録 【自家用有償旅客運送】	○実費の範囲内 (下記費用のほか、人件費・事務所経費等を含む) 道路運送法第79条の8
許可・登録不要		○ガソリン代・道路通行料・駐車場料金の範囲内 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について(H18.9.29事務連絡)